

- 臓器提供の意思表示欄が設けられた運転免許証を取り扱った場合の現場措置上の留意事項について

(令和3年3月8日付け通達香交指第33号)

臓器提供の意思表示欄が設けられた運転免許証（以下「意思表示付免許証」という。）の取扱いについては、「臓器提供の意思表示欄が設けられた運転免許証等を取り扱った場合の現場措置上の留意事項について（通達）」（平成28年1月20日付け香交指第10号。以下「旧通達」という。）をもって通達されているところであるが、このたび、臓器提供の意思表示方法にマイナンバーカードが追加されたことに伴って所要の見直しを行い、旧通達を廃止し、意思表示欄付免許証を取り扱った場合の現場措置上の留意事項について、下記のとおり定めることとしたので事務処理上誤りのないようにされたい。

記

1 臓器移植法上の意思表示欄付免許証の取扱い

意思表示欄付免許証は、厚生労働省及び公益社団法人日本臓器移植ネットワークにより作成される臓器提供意思表示カード（以下「意思表示カード」という。）と同様、臓器提供の意思等を表示した書面としての取扱いを受ける。

2 意思表示欄付免許証を取り扱った場合の現場措置上の留意事項

(1) 臓器提供の意思等の表示は、免許を受けた者のプライバシーに属するものであることから、意思表示欄付免許証を交通取締りや職務質問等の機会に取り扱った場合においては、意思表示の内容等に関し不必要な言動をとることのないよう配慮すること。

(2) 交通事故、傷害事件等の事故事件の捜査に際し、関係者が意識不明の重体となっている場合において意思表示欄付免許証を取り扱ったときには、身元確認等の所要の措置を講じた後、速やかに当該関係者の家族に手交すること。

この場合において、地域警察官と当該事故事件の捜査を担当する警察官は、意思表示欄付免許証の引継ぎ等に関し連携を密にして、その取扱いに齟齬を来すことのないよう配慮すること。

(3) 医師から、脳死判定の要件の確認のために、(2)の関係者について、意思表示欄付免許証を所持しているか否か及び意思表示の内容について問い合わせを受けた場合には、警察の捜査等の過程で知り得た範囲でこれに回答すること。

(4) 道路交通法第109条（免許証又は国際運転免許証等の保管）の規定により意思表示欄付免許証を保管するときは、臓器提供の意思表示欄を確認し、同欄に意思等が記入されている場合又は保護シールが貼付されている場合には、状況に応じ当該運転者に対して、次の事項について教示するよう努めること。

ア 意思表示欄付免許証を警察において保管している間は、これを臓器提供の意思等を表示する方法として活用することができなくなるおそれがあること。

イ 臓器提供の意思等を引き続き示すためには、意思表示カード若しくは医療保険の被保険者証等の意思表示欄への記入、又はインターネットによる意思登録の方法があること。

(5) 道路交通法第109条の規定に基づく運転免許証保管期間中に、医師からの問い合わせ

せを受けた場合に、意思表示欄付免許証を保管している警察署等において的確に対応することができるようにするため、交通切符等とともに意思表示欄付免許証を交通切符等の審査担当者に迅速に引き継ぐこと。

- (6) 意思表示欄付免許証を証拠物件として押収した場合についても、(4)に準じた取扱いをするとともに、証拠物件として保管中に、医師から脳死判定の要件の確認のために、意思表示の内容について問い合わせを受けた場合は、これに回答すること。

3 その他

運転免許証のほか医療保険の被保険者証等についても、臓器提供の意思表示欄が設けられていることから、上記2に留意し、適切な取扱いをすること。